

山梨県公報

第五百二十三号

令和六年

十二月五日

木曜日

目次

○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	四五七
○保安林の指定の予定	四五七
○道路の区域変更	四五八
○公共測量の実施	四五八
公安委員会	
○山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	四五八
○技能検定員等審査の実施	四五八

告示

山梨県告示第二百六十七号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(令和五年山梨県告示第百十号)の一部を次のように改正する。
本則第一号の表に次のように加える。

十六 山梨県職員(任期付職員) 選挙採用試験 行 政(デザイン)	第一次選考に係る総合ランク(第一)	第一次選考の不合格者について、	山梨県観光文化・スポーツ
	第一次選考の結果		部文化振興・

十七 山梨県職員(任期付職員) 選挙採用試験 学芸員(デザイン)	同	に係るものに限る。並びに第一次選考に係る総合ランク並びに第二次選考に係る総合得点及び順位	の通知の日から一か月間。第二次選考の受験者については、第二次選考の結果の通知の日から一か月間。	文化財課
	同			
	同			

附則
この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町十谷字小塚四〇五二、四〇八六、四〇九一
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小塚四〇八六・四〇九一の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和六年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲州市塩山上萩原字裂石二六八一番二地先から 甲州市塩山上萩原字裂石二六八九番五地先まで	旧	六・二 九・四	七四・一
	新	七・六 三五・八	七四・一

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 山梨県南アルプスの一部
- 三 測量の期間 令和六年十二月四日から令和七年三月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月五日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則（平成二十一年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表一の項及び二の項中「第八条第三号」を「第十一条第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和六年十二月五日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所

- 1 審査日時 令和七年一月七日（火）から同月十日（金）までの午前九時から午後五時まで
- 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

- 三 受付期間及び場所

1 期間 令和六年十二月十六日(月)から同月二十日(金)まで
2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五―二八五―〇五三三(内線五九二))に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番